年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年4月1日から17年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年4月から17年8月までは20万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年10月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額(19万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成17年10月及び同年11月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から20年1月1日まで

年金の記録を確認したところ、平成 16 年 4 月から 19 年 12 月までの標準 報酬月額が 9 万 8,000 円になっていた。

申立期間について 20 万円前後の報酬を得ていたので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、15 年 9 月から 17 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月は 19 万円、同年 10 月からは 9 万 8,000 円と記録されていたところ、18 年 3 月 23 日及び同年 4 月 14 日付けで、16 年 4 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられ、当該事業所の全喪日 (20 年 1 月 1 日)まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の代表者の標準報酬月額は、

平成17年3月2日付けで、15年10月1日にさかのぼって59万円から9万8,000円に引き下げられている上、当時事業所に勤務していた従業員8人全員(申立人を除く。)についても、申立人と同様に、18年3月23日付けで、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられている。

しかしながら、当該訂正処理事実について、当該事業所の代表者は所在不明のため確認できないところ、申立人の所持する給与明細書及び当該事業所の給料台帳によると、申立人の当該期間に係る給与支給額が減額された事情は確認できない上、滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所において、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 18 年 3 月 23 日及び同年 4 月 14 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について 16 年 4 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成16年4月から17年8月までは20万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成17年10月1日から同年12月1日までの期間について、当時の経理事務担当者は、「事業主から、給与は減らさず、標準報酬月額だけを下げたと聞いた。」と証言しているところ、上述の給与明細書及び当該事業所の給料台帳により、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額(19万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び給料台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が当該期間において一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと から、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、平成17年12月1日から20年1月1日までの期間について、上述の給与明細書及び給料台帳によると、当該期間の給与支給額はオンライン記録における標準報酬月額(9万8,000円)に見合う報酬月額を上回っているものの、当該給与支給額から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額(9万8,000円)に見合った保険料額であることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の農林漁業団体職員共済組合に係る組合員記録は、資格取得日が昭和50年3月1日、資格喪失日が54年10月31日とされ、当該期間のうち、50年3月1日から51年4月1日までの期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、年金額の計算の基礎となる組合員期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を50年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50年3月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から51年4月1日まで

ねんきん特別便が送付されてきて、A農業協同組合(現在は、B農業協同組合)における共済組合員期間に空白期間があることが判明した。私は昭和50年3月1日からA農業協同組合に正規職員として勤務しているので、申立期間の記録が無いことには納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA農業協同組合における農林漁業団体職員共済組合の組合員資格取得日については、同共済組合の記録により、昭和50年3月1日とされていることが確認できるものの、申立期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、雇用保険の記録により、申立人は、A農業協同組合に昭和

50年3月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA農業協同組合に入組し、申立人と同様に、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間がある複数の同僚は、入組月から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたことが認められる。

さらに、C県農協役職員退職給与積立金管理組合の記録によると、当該同僚は、入組月から退職金の積立が開始されているところ、申立人の退職金積立についても、当該同僚と同様に、入組月と認められる昭和50年3月から開始されていることが確認できる。

加えて、A農業協同組合の後継組合であるB農業協同組合の人事部長は、「正規職員でなければ、退職金の積立はしない。正規職員であれば、共済組合に加入するので、当然に掛金を給与から控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和50年3月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、A農業協同組合は、 申立期間当時に事務手続を誤ったとして、掛金を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の組合員資格取得に係る届出を行っていることから、同共済組合は、申立人に係る昭和50年3月から51年3月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月30日から同年11月1日まで

A社に昭和38年4月から42年10月まで継続して勤務したが、同社B支店から同社本社に転勤した時の1か月間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張、雇用保険の加入記録及び同僚等の証言から判断すると、申立人は、A社(現在は、C社)に継続して勤務し(昭和40年11月1日に、同社のB支店であるD社から、A社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年9月の社会保険事務 所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA局における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和49年4月1日から同年5月1日まで昭和49年3月3日にA局に入社し、現在まで継続してB社に在籍しているが、申立期間が空白となっている。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Cから提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に A局において臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の元同僚は、「私は、昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間において厚生年金保険の記録が継続している。申立人は、同じ期間を継続して勤務していたのだから、厚生年金保険の記録が空白となっているのはおかしい。」と証言しているところ、オンライン記録によると、A局において申立人の資格喪失日(49年4月1日)前後に資格喪失し、その後にD組合において資格取得している者は、申立人を除き、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、Cは、「申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させた上、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務所(当時)の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付していたと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年6月1日に厚生年金保険被保険者資格の喪失 した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることか ら、申立期間について、厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する ことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から同年6月1日まで

A社B支店から同社C支社へ昭和32年6月1日付けで異動した。勤務は継続しており、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が空白期間となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社B支店に おける厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和32年1月1日となっている ことが確認できる。

しかし、A社が作成した厚生年金保険被保険者台帳、労働者名簿、雇用保険の記録、勤続 15 年の表彰状及び同社の回答書により、申立人が同社に継続して勤務(昭和 32 年 6 月 1 日に同社B支店から同社C支社に異動)していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和32年1月1日とも、同年6月1日とも判読できる不鮮明な記録になっているところ、当該被保険者名簿を管理している日本年金機構D事務センターは、「当該被保険者名簿の資格喪失日は、昭和32年『1

月1日』とも『6月1日』とも読み取れる。当該記録部分はページめくりの部分であるため、記録された字がかすれて見にくくなっている。」としており、当時の処理について詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明がつかず、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って記録したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年6月1日に被保険者資格の喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

② 昭和30年1月から32年12月まで

学校を卒業した後の昭和20年4月から終戦まで、A社B工場に勤務した。 社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間①について脱退手当金を支 給したことになっているが、受け取っていないので脱退手当金の支給記録 を訂正してほしい。

また、結婚した後の昭和30年1月から約3年間、C社に勤務した。社会保険事務所の記録では、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当時の同僚も記憶しており、勤務したことは間違いないので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人に対する申立期間①に係る脱退手当金の支給決定は、申立人がA社B工場での厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和20年10月1日)の約2か月半後の20年12月13日に行われている。

しかし、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ日に資格喪失し、同様の短期脱退手当金の受給資格を満たしている女性 47名(申立人を除く。)について、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は3名のみであることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、「昭和20年8月の終戦に伴い、当該事業所は突然休業し

たため、厚生年金保険の被保険者資格喪失時は実家に戻り農業を手伝った。 当時は脱退手当金制度の存在を知る由もなく、請求手続を行うはずもない。」 と主張しているところ、申立人は、当時 14 歳で脱退手当金の制度を知る由 もないとする点に不自然さがない上、申立人と同じ日に資格喪失し、事情聴 取できた 4 名の元同僚は、「終戦直後に当該事業所は突然休業し、脱退手当 金の説明がなかった。」と証言していることを踏まえると、申立人の申立内 容は信憑性が高いものと認められ、申立人が自ら脱退手当金の請求を行っ たとは考え難い。

さらに、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)における申立人の生年月日が誤って記載されており、その後も修正された形跡が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人がC社D支社E支部 に外務員として勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定する までの証言は得られない。

また、複数の元同僚は、「当時、嘱託で勤務する者も多数おり、全員が正社員ではなかった。また、外務員は正社員となっても3か月ごとに雇用契約期間の更新があり、営業成績によって、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続が行われていた。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②に被保険者資格を取得した者79名のうち、29名が被保険者資格の得喪を繰り返していること、及びこのうち複数名には空白期間も確認できることから、申立期間②当時、当該事業所では、営業成績等の何らかの基準により被保険者資格を得喪させ、いずれの従業員についても、入社から退職までを通じて被保険者期間とされていなかった事情がうかがえる。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収 簿等)は既に廃棄しており、申立人の勤務期間及び保険料控除については不 明と回答している。

このほか、申立期間②について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない上、申立人は、厚生年金保険料の控除に係る記憶が明確ではないとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和33年9月1日に訂正し、申立期間②については、申立人のC社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年9月は9,000円、38年12月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月1日から同年10月1日まで

② 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

昭和33年3月15日から39年2月16日まで、C社及びA社に継続して勤務していたが、D(都道府県)からE(市町村)に転勤した際の厚生年金保険の記録が2か所空白となっている。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、B社発行の退職証明書及び元同僚の証言により、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務(昭和33年9月1日にC社からA社に異動、39年1月1日にC社から同社E営業所に異動)していたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「申立期間①の時は、昭和33年8月下旬にはEに転勤していた。申立期間②の時は、39年1月からEへ転勤した。」と主張しており、当該主張に基づく推認を妨げる特段の事情は見当たらないことから、上記の異動日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和33年10月の社会保険事務所(当時)の記録から9,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、38年11月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認

められない。

一方、申立期間②については、事業主が資格喪失日を昭和 39 年1月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 38 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野国民年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から46年3月まで

会社退職後の昭和 38 年 10 月ごろ、妻が私の国民年金の加入手続を行い、毎月自宅に定期預金の集金に来ていた農協の職員に、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社退職後の昭和 38 年 10 月ごろ、妻が私の国民年金の加入 手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人 の名前は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをう かがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その妻は既に他界している上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月自宅に集金に来ていた農協の職員に納付していたと主張しているが、当該農協では、渉外担当者制度が始まったのは昭和 58 年7月からであるとしていることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月26日から37年1月31日まで A社B工場に勤務した期間の厚生年金保険の記録を見ると、昭和36年4 月19日資格取得、同年5月26日資格喪失となっている。

昭和36年4月に入社し、37年1月末ごろまでは継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和36年5月26日とされているところ、申立人は、「退職が5月ということはない。もっと後まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、当該事業所における在職期間についての記憶が曖昧である上、元同僚からも、申立人の具体的な在職期間についての証言は得ることができなかった。

また、当該事業所は、「申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は火災により焼失した。」としていることから、申立人の当該事業所における退職時期は不明である。

さらに、申立人は、「申立期間は、アイスクリームの製造に携わっていた。」 と主張しているが、当時の上司及び複数の同僚は、「アイスクリームは季節商 品だったので、製造は9月までだった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月20日から37年4月10日まで

② 昭和37年10月20日から38年4月10日まで

昭和36年、37年、39年及び40年の冬期間に、A社に勤務したが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

毎回同じ雇用形態、業務内容で勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に、A社(現在は、B社)に勤務していたと 主張している。

しかしながら、B社は、申立期間当時の従業員や社会保険に関する資料を保有していないこと、及び申立期間当時の事業主が死亡していることから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①及び②当時に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた2名は、「申立人については記憶が無い。申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の適用状況などについては不明である。」旨を回答している上、申立人の紹介により当該事業所に入社したとする元同僚2名のうち、1名は死亡、1名は連絡先不明のため当時の状況を聴取できないことから、申立人の、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚 生年金保険被保険者原票では、申立期間①及び②前後において健康保険の整 理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月6日から47年2月21日まで

昭和38年4月にA社に入社し、平成18年3月に退社するまで継続して 勤務していたのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は請負で運送の仕事をしていた。申立期間当時、2トントラックで配送を担当していた者は、原則請負契約とし、厚生年金保険には加入させていなかった。しかし、会社の方針で、申立期間以降は、順次、厚生年金保険に加入させる取扱いになった。」と証言しているところ、申立人は、2トントラックで配送業務に従事していた時期があると供述している。

また、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事したとする元同僚は、「入社して数年間は厚生年金保険に加入していたが、途中で請負契約に変更になり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。その後、会社から再び厚生年金保険に加入するとの話があり、厚生年金保険の被保険者資格を再度取得した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚は、当該事業所に係る被保険者資格を喪失後、申立期間を含む一定期間を経過後に、被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険

継続療養証明書の交付記録が確認できるところ、申立人は、健康保険被保険者資格を喪失した日(昭和42年10月6日)以降、引き続き療養の給付を受ける目的で健康保険継続療養証明書の交付を申請したものと考えられることから、申立人は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことについて、認識していたと推認できる。

加えて、A社(現在は、B社)が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では、昭和47年2月21日に被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から49年1月1日まで

A社に入社し、途中でB社へ社名変更があったものの、勤務場所及び職務 内容に変化は無く継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所(当時) で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険 者期間となっていない。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除 されていたはずなので、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社し、途中でB社へ社名変更があったが、勤務場所及び職務内容に変化は無く継続して勤務していたとしているが、A社は、昭和 48年9月1日に適用事業所でなくなっており、申立人のA社の雇用保険の記録も同日に喪失していることが確認できる。

また、B社においては、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。しかし、当該事業所は、昭和49年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間中は、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「申立期間における当該事業所の従業員は3名ないし4名であった。」と証言しており、当該事業所は従業員数が常時5名以上という申立期間当時の厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、上記両事業所は既に廃業しており、当時の関係資料(人事記録、 賃金台帳、源泉徴収簿等)を保管していない上、このほか、申立期間につい て、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを うかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらず、商業登記簿及び同僚の証 言等においても、上記両事業所が、同一事業所であったことをうかがわせる 事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から34年5月31日まで

昭和34年5月に、A社B工場の希望退職の募集に応じて退職した。60歳 直前に社会保険事務所(当時)で調べたところ、脱退手当金が支給されてい ると言われた。退職前に脱退手当金制度の説明を受けたことはなく、会社等 から脱退手当金請求書が送られてきたことはない。脱退手当金を受け取って いないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し受給要件を満たしている女性 42 名のうち、40 名に支給記録があり、このうち 39 名は、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、支給決定日が資格喪失日から 3 か月以内の元同僚は、「自分では脱退手当金の請求手続を行わなかったにもかかわらず、退職時に年金の担当者から、退職金に脱退手当金が含まれていると言われた。」と証言している上、申立人の支給決定日と同日に支給決定されている者が 9 名いることや、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に 係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年9月9日に脱退手当 金の支給決定が行われている上、厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省保険 局年金保険課(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に対して、脱退手当金の算 定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、 一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和61年4月1日から平成3年12月1日まで昭和61年4月にA社の店で勤務を始め、約10か月後に店長になり、平成3年11月に退職するまで厚生年金保険料を給与から控除されていた。信用金庫の年金相談会で記録を確認した覚えがあるが、その後の年金を受給する際には記録が消えてしまっていたので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和62年10月にA社に入社した元同僚は、「入社した時、申立人は既に勤務していた。」と証言していること、及び平成3年2月に当該事業所を退職した元同僚は、「退職した時、申立人は在籍していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から平成3年2月までの期間については、当該事業所に勤務していたことが認められるものの、当該期間前後の申立期間については、元同僚等からは申立人の勤務実態に係る証言は得られない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和63年3月1日から平成3年2月21日までの期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、申立人が当時の同僚として名前を挙げた複数の従業員には、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録は確認できない。

さらに、複数の元同僚は、「当該事業所は2交代制なので常時十数人の従業員はいた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険被保険者資格を取得している者が多い時でも9人であることから、従業員全員を被保険者としていた状況はうかがえない上、元事業主は、「被保険者資格を取得させていない従業員もいた。申立人については、被保険者資格取得手続は行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除していな

い。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当らない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月30日から25年10月1日まで昭和22年11月29日から25年9月30日まで、A工場(現在は、B社)に正社員として勤務したものの、社会保険事務所(当時)の記録によれば、24年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっている。同社を退職する前の25年8月に会社から解雇予告があったことを覚えており、翌月の同年9月30日まで勤務したことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 25 年 9 月 30 日までA工場に勤務していたと主張しているものの、申立人が同年 8 月に一緒に解雇予告されたとして名前を挙げた 5 人の元同僚のうち、証言が得られた 2 人は、当時の記憶は曖昧で、自らの退職時期も覚えていないとしている上、ほかの当該事業所の関係者からも、申立人の退職時期を特定できるような証言は得られない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上述の 5人の元同僚のうち、3人(上述の証言を得られた2人を含む。)は、申立人 と同日の昭和24年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているこ とが確認できる上、残る2人は、当該名簿に名前が無く、当該事業所におい て厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない。

さらに、B社は、当時の関係資料は保存していないと回答している上、当時の事業主も他界しており、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月10日から32年2月1日まで 年金相談センターで年金記録を確認した際、申立期間については、脱退手 当金支給済みの記録となっていることを知った。

しかし、退職時には脱退手当金という制度を知らず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、昭和32年11月20日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、給付種類、資格期間、支給年月日等の記録があるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月28日から38年12月22日まで

② 昭和39年2月17日から41年3月16日まで

平成21年9月ごろ、ねんきん特別便により申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。会社退職後約2年間は入院しており、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立てに係る事業所の退職直後から約2年間は入院していたので、脱退手当金を請求できる状況ではなかったと主張しているが、申立人が入院していたことのみをもって脱退手当金を請求できない状況にあったと推認することはできない上、オンライン記録によると、申立人の退職等の手続を行ったとする申立人の父親には、申立人の脱退手当金支給決定日よりも前に、自身の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。